

旭川市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会
(令和7年度第3回)

審議事項 第3号

高齢者等屋根雪下ろし事業の対象世帯の見直し
について

高齢者等屋根雪下ろし事業の対象世帯の見直しについて

1 事業の概要

(1) 目的

目的

高齢者・母子・身体障害者で構成される低所得世帯が居住する家屋の屋根雪下ろしを自力又は家族等によっても行うことが困難な場合、その雪下ろし費用の一部を助成することによって、当該世帯の日常生活及び身体の安全を確保し、もって福祉の向上に資することを目的とする。
(旭川市高齢者等屋根雪下ろし事業実施要綱第1条)

始期	昭和53年度（昭和53年度から商工部にて実施。平成11年度に保健福祉部に移管）
実施経過	（平成17年度まで） 季節労働者の冬期雇用を確保する目的もあり、<u>季節労働者を多く抱える団体に対して委託</u>を行ってきた。 しかし、実施時期、作業内容等が制限されるなど利用者にとって使いにくい制度となっていた。 （平成18年度以降） <u>現行の助成券に変更し、利用者の個々の希望に対応できる方式</u>（利用者が指定事業者と直接契約し代金を支払う）に変更した。

(2) 対象世帯

市・道民税が非課税の世帯で、居住する持ち家の屋根雪下ろしを自力又は家族等によっても行うことが困難な場合、助成券を交付します。（要綱第1条）

対象世帯 (要綱第2条)	・ 高齢者世帯（70歳以上） ・ 母子及び寡婦世帯 ・ 身体障がい者世帯（身体障害者手帳 1～4 級）
世帯構成の要件 (要綱第3条)	・ 1人暮らし ○ ・ 高齢者のみ又は身体障がい者のみ ○ ・ 高齢者又は身体障がい者と同居の70歳未満の女性 ○ ・ 高齢者又は身体障がい者と同居の義務教育終了前の子供 ○ ・ 高齢者と身体障がい者 ○
対象外世帯 (要綱第4条)	① 自力又は親族・近隣等の協力で雪下ろしが可能な世帯 ② 市・道民税が課税されている者が属する世帯 ③ 市内に70歳未満の扶養義務者（1親等以内の血族及び姻族）が居住し、その者により雪下ろしが可能な世帯 ④ 借家やアパート等に居住し、大家等の賃貸人により雪下ろしが行われる世帯 ⑤ 入院等で不在の世帯 ⑥ 生活保護受給世帯

(3) 申請の流れ



高齢者等屋根雪下ろし事業の対象世帯の見直しについて

(4) 実績

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
助成券交付世帯数	2,288世帯	2,343世帯	2,366世帯	2,354世帯	2,287世帯
(高齢者)	2,219世帯	2,278世帯	2,299世帯	2,276世帯	2,252世帯
(母子及び寡婦)	10世帯	11世帯	12世帯	13世帯	9世帯
(身体障がい者)	59世帯	54世帯	55世帯	65世帯	26世帯
利用世帯数	1,961世帯	1,411世帯	1,897世帯	1,924世帯	1,715世帯
助成額	28,637千円	24,887千円	27,469千円	27,958千円	24,711千円

※太字は過去5年の最高値を示す。

2 対象世帯の判断となる扶養義務者の判断の現状

要綱第4条第3号に規定する「市内に70歳未満の扶養義務者が居住し、その者により雪下ろしが可能な世帯」を判断するに当たり、次のとおり目安を設けています。

原則として、申請者の**息子(義務教育修了以上～70歳未満)または娘の配偶者(70歳未満)が市内に居住している場合は「対象外」**

ただし、申請者の息子または娘の配偶者に援助ができない特別な事情がある場合は、以下の目安を参考

(1) 仕事の判断目安

対象外	対 象
・ 毎日帰宅が夜遅い ・ 土日仕事 ・ 仕事が3交代の変則勤務 ・ 月に1, 2回しか市内に帰って来ない ・ お盆と正月しか市内に帰って来ない	・ 冬期間は出稼ぎで市内に戻らない ・ 本州に単身赴任して1年間市内に戻ってこない ・ 転勤で海外に居住していて戻る予定がない

(2) 病気・障がいの判断目安

対象外	対 象
・ 体が弱い ・ 高所恐怖症 ・ 足が悪い, 腰が悪い, 膝が悪い (※特に病名はなく, 通院もしていない)	・ リウマチ, 椎間板ヘルニア等病名があり, 月1回以上通院している病院がある ・ 身体障害者手帳4級以上 (聴覚障害及び音声機能, 言語機能又はそしゃく機能障害を除く) ・ 腕を骨折していて動かすことができない ・ 癌で闘病中で, ほとんど寝たきりである

高齢者等屋根雪下ろし事業の対象世帯の見直しについて

3 課題

対象外世帯を判断するに当たり、扶養義務者の性別を区別していること

対象外の世帯の判断に当たり、扶養義務者は、

- ① 年齢（70歳未満であること）
- ② 居住要件（旭川市内在住であること）
- ③ 屋根雪下ろしが可能かどうか

の3つの要素で判断しているところです。

特に③は、女性（娘）は屋根雪下ろしができないものとし、男性（息子または娘の配偶者）は屋根雪下ろしができるものとして振り分けを行っています（ただし、男性でも病気などで、屋根雪下ろしができないと判断した場合は除きます。）。

以前であれば「男性が屋根に上がるのは当然の仕事」という風潮の中、当事者を含め大半の方が納得のいく理由であったものと考えます。

現在は、社会情勢の変化で物事の価値観も大きく変わっていることもあり、性別を理由として、区別を行っていることを課題として捉えています。

次のとおり2つの手法を検討していますが、どちらの手法を採るべきかのご意見を伺いたいと存じます。

早ければ令和9年度の実施に向け、市の限られた財源の中であっても本来の屋根雪下ろし事業の目的に合うように進めていくことができればと考えています。

手法	メリット	デメリット
①女性（娘）も男性（息子、娘の配偶者）同様に屋根の雪下ろしが可能かどうか聞き取りをする。	・女性にも聞き取りを行うことで、扶養義務者の間で性別にかかわらず公平感が担保される。	・扶養義務者が多い場合、聞き取りに時間を要し、審査業務が遅延するなど支障をきたすおそれがある。
②男性（息子、娘の配偶者）も女性（娘）と同様に屋根雪下ろしができないものとして取り扱う。 （要綱第4条第3号の廃止）	・聞き取りが不要になり、審査業務がスムーズに進む。 ・扶養義務者の間で性別にかかわらず公平感が担保される。	・屋根雪下ろしができる男性にもかかわらず、対象となるため、本来対象外となる世帯にも助成券を交付することとなる。

○ 令和6年度の実績

項目	世帯数
市内に息子、娘の配偶者が居住していることが判明し、対象外とした世帯数	34世帯